

## 綾瀬市教育委員会省エネルギー推進委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市教育委員会省エネルギー推進委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正に伴い、教育委員会で所管する施設のエネルギーの使用状況の確認及び指導を実施し、教育委員会全体で省エネルギー化を推進するために綾瀬市教育委員会省エネルギー推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 エネルギー管理統括者1名、エネルギー管理企画推進者1名を教育長が選任する。
- 3 委員長はエネルギー管理統括者が行い、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長はエネルギー管理企画推進者が行い、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的を達成するまでの期間とする。

### (委員会)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明、意見等を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課施設担当において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年11月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分		委 員
教育委員会	エネルギー管理統括者 教育部長	委員長
	エネルギー管理企画推進者 教育総務課長	副委員長
	学校教育課 (給食センター) 施設管理担当総括者	委員 1名
	教育指導課 施設管理担当総括者	委員 1名
	教育研究所 施設管理担当総括者	委員 1名
事務局	教育総務課施設担当	